破産手続廃止及び免責許可決定

平成２０年（フ）第９２９号
大阪府岸和田市上松町1202番地の２、住民票上の住所大阪府岸和田市上松町1137番地の３
破産者　杉本　幸嗣
１　決定年月日　平成21年６月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第５２６号
奈良市六条１丁目10番38号
破産者　大塩　政和
１　決定年月日　平成21年６月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成１８年（フ）第９０５号
仙台市若林区沖野２丁目23番39号、開始決定時の住所仙台市若林区種次字沢目２番地
破産者　大友　重美
１　決定年月日　平成21年６月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２０年（フ）第１９６６号
仙台市青葉区旭ケ丘１丁目８番６号　サニーヒルズ201
破産者　佐藤　　歩
１　決定年月日　平成21年６月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第２４９号
宮城県黒川郡富谷町東向陽台２丁目24番36号
破産者　在家　正樹
１　決定年月日　平成21年６月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第２５１号
仙台市宮城野区鶴ケ谷８丁目８番地の６
破産者　石堂　圭子
１　決定年月日　平成21年６月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第３３２号
仙台市宮城野区原町６丁目１番８号
破産者　丹野　　勉
１　決定年月日　平成21年６月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第３３３号
仙台市宮城野区原町６丁目１番８号
破産者　丹野マユミ
１　決定年月日　平成21年６月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第３４１号
仙台市太白区上野山１丁目12番43号
破産者　木津川清子
１　決定年月日　平成21年６月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第３８６号
宮城県宮城郡利府町加瀬字十三塚119番地13　Ｂ号
破産者　郷家　眞美
１　決定年月日　平成21年６月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２０年（フ）第２２０９号
愛知県瀬戸市さつき台２丁目42番地
破産者　加納　紀光
１　決定年月日　平成21年６月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第３５８３号
名古屋市千種区青柳町５丁目12番地
破産者　兵藤　　武
１　決定年月日　平成21年６月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第３６１４号
愛知県尾張旭市西山町２丁目８番地６
破産者　内山　康昭
１　決定年月日　平成21年６月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５２９号
愛知県尾張旭市吉岡町１丁目10番地19　パティオ北波多２階
破産者　福田　雄一
１　決定年月日　平成21年６月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７８３号
名古屋市中村区向島町４丁目19番地の14　ブレジールアライ201号
破産者　服部　昭弘
１　決定年月日　平成21年６月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４３７号
京都市伏見区久我東町６―27　グランペレ303号、住民票上の住所京都市伏見区中島前山町118番地　赤池長谷川マンション205号
破産者　永井　　圭
１　決定年月日　平成21年６月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第１８１４号
神戸市東灘区魚崎北町６丁目10番21号301号、前住所神戸市東灘区御影本町２丁目７番10―303号
破産者　藤本　　靖
１　決定年月日　平成21年６月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３９７号
神戸市北区ひよどり台２丁目33番地の13、従前の住所神戸市中央区港島中町３丁目１番地の２
破産者　田中敬伊子（旧姓金井）
１　決定年月日　平成21年６月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第９３１号
兵庫県姫路市上大野３丁目３番43号
破産者　河村石材こと河村成浩こと　河村　征興
１　決定年月日　平成21年６月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部